



# 栃木県公報

平成31(2019)年  
3月29日(金)  
号 外  
第 15 号

## 目 次

### 規 則

- 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部改正..... 1
- 栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関する条例施行規則の一部改正..... 2
- 栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正..... 5
- 栃木県営林産物売払規則の一部改正..... 6
- 栃木県農業協同組合検査規則の一部改正..... 6
- 栃木県財務規則の一部改正..... 7

### 公安委員会

- 栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部改正..... 9
- 栃木県警察本部組織規則の一部改正..... 10
- 栃木県道路交通法施行細則の一部改正..... 10

### 警察本部

- 栃木県警察職員等の旅費に関する訓令の一部改正..... 12
- 栃木県警察事務決裁規程の一部改正..... 14

## 規 則

### 栃木県規則第十九号

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

### 栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県生活環境の保全等に関する条例施行規則（平成十七年栃木県規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第4条関係） (1) 略 (2) 粉じんに係る特定施設			別表第1（第4条関係） (1) 略 (2) 粉じんに係る特定施設		
第1欄	第2欄	第 3 欄	第1欄	第2欄	第 3 欄
1	略	ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） <u>第2条第9項</u> に規定する一般粉じん発生施設	1	略	ア 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号） <u>第2条第10項</u> に規定する一般粉じん発生施設
2	略		2	略	
3	略	イ～エ 略	3	略	イ～エ 略

(3)～(6) 略

(3)～(6) 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(環境保全課)

栃木県規則第二十号

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成十一年栃木県規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
別表第一（第二条関係）			別表第一（第二条関係）		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
略			略		
全シアン	検液中に検出されな いこ と。	規格三十八に定める方法（規格三十八・一・一及び三十八の備考十一に定める方法を除く。）又は水質汚濁に係る環境基準について（昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「昭和四十六年告示」という。）付表一に掲げる方法	全シアン	検液中に検出されな いこ と。	規格三十八に定める方法（規格三十八・一・一に定 める方法を除く。）
略			略		
六価クロム	検液一 リット ルにつ き〇・ 〇五ミ リグラ ム以下	規格六十五・二（規格六十五・二・七を除く。）に定める方法（ただし、規格六十五・二・六に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあつては、日本工業規格K〇一七〇一七の七のa又はbに定める操作を行うものとする。）	六価クロム	検液一 リット ルにつ き〇・ 〇五ミ リグラ ム以下	規格六十五・二 に定める方法
略			略		

総水銀	検液一 リットルにつき 〇・〇〇〇 五ミリグラム以下	昭和四十六年告示付表二
アルキル水銀	検液中に検出されないと。ここ	昭和四十六年告示付表三及び昭和四十九年告示付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないと。ここ	昭和四十六年告示付表四
略		
一・二・ジクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇四ミリグラム以下	シス体にあつては日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法、トランス体にあつては日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
略		
チウラム	検液一リットルにつき 〇・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年告示付表五に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき 〇・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年告示付表六の第一又は第二に掲げる方法
総水銀	検液一リットルにつき 〇・〇〇〇五ミリグラム以下	水質汚濁に係る環境基準について(昭和四十六年環境庁告示第五十九号。以下「昭和四十六年告示」という。)付表一に掲げる方法
アルキル水銀	検液中に検出されないと。ここ	昭和四十六年告示付表二及び昭和四十九年告示付表三に掲げる方法
P C B	検液中に検出されないと。ここ	昭和四十六年告示付表三に掲げる方法
略		
シス・一・二・ジクロロエチレン	検液一リットルにつき 〇・〇四ミリグラム以下	日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二に定める方法
略		
チウラム	検液一リットルにつき 〇・〇〇六ミリグラム以下	昭和四十六年告示付表四に掲げる方法
シマジン	検液一リットルにつき 〇・〇〇三ミリグラム以下	昭和四十六年告示付表五の第一又は第二に掲げる方法

一・四一ジ オキサン	検液一 リット ルにつ き〇・ 〇二ミ リグラ ム以下	昭和四十六年告示付表八 に掲げる方法
略		
ふつ素	検液一 リット ルにつ き〇・ 八ミリ グラム 以下	規格三十四・一 (規格三 十四の備考一を除く。) 若しくは三十四・四 (妨 害となる物質としてハロ ゲン化合物又はハロゲン 化水素が多量に含まれる 試料を測定する場合に あつては、蒸留試薬溶液 として、水約二百ミリ リットルに硫酸十ミリ リットル、りん酸六十ミ リリットル及び塩化ナト リウム十グラムを溶かし た溶液とグリセリン二百 五十ミリリットルを混合 し、水を加えて千ミリ リットルとしたものを用 い、日本工業規格K〇一 七〇一六の六図二注記の アルミニウム溶液のライ ンを追加する。) に定め る方法又は規格三十四・ 一・一c (注四第三文及 び規格三十四の備考一を 除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンク ロマトグラフ法で妨害と なる物質が共存しないこ とを確認した場合にあつ ては、これを省略するこ とができる。) 及び昭和 四十六年告示付表七に掲 げる方法
略		
チオベンカ ルブ	検液一 リット ルにつ き〇・ 〇二ミ リグラ ム以下	昭和四十六年告示付表六 の第一又は第二に掲げる 方法
一・四一ジ オキサン	検液一 リット ルにつ き〇・ 〇二ミ リグラ ム以下	昭和四十六年告示付表七 に掲げる方法
略		
ふつ素	検液一 リット ルにつ き〇・ 八ミリ グラム 以下	規格三十四・一 若しくは三十四・四 に定め る方法又は規格三十四・ 一c (注四第三文 を除く。) に定める方法 (懸濁物質及びイオンク ロマトグラフ法で妨害と なる物質が共存しないこ の場合にあつ ては、これを省略するこ とができる。) 及び昭和 四十六年告示付表六に掲 げる方法
略		
チオベンカ ルブ	検液一 リット ルにつ き〇・ 〇二ミ リグラ ム以下	昭和四十六年告示付表五 の第一又は第二に掲げる 方法

<p>備考 一、三 略</p> <p>四 一・二ジクロロエチレンの濃度は、日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・二により測定されたシス体の濃度と日本工業規格K〇一二五の五・一、五・二又は五・三・一により測定されたトランス体の濃度の和とする。</p>	<p>備考 一、三 略</p>
--	---------------------

**附 則**

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第一シス一・二ジクロロエチレンの項の改正規定及び同表備考の改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の別表第一の規定は、この規則（前項ただし書に規定する改正規定については、当該改正規定）の施行の日以後に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等（栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成十年栃木県条例第三十七号）第二条第一号に規定する土砂等をいう。以下同じ。）又は水について適用し、同日前に地質検査又は水質検査の試料とするために採取された土砂等又は水については、なお従前の例による。

（廃棄物対策課）

**栃木県規則第二十一号**

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福 田 富 一

**栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**

栃木県林業・木材産業改善資金貸付規則（平成十五年栃木県規則第七十五号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略 （償還期間等の特例）</p> <p>3 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後平成三十一年三月三十一日までに貸し付けるものに限る。）についての第三条の規定の適用については、同条第</p>	<p><b>附 則</b></p> <p>1・2 略 （償還期間等の特例）</p> <p>3 東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者であつて、その主要な事業用資産について東日本大震災により浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町村長その他知事が適当と認める機関から受けたものに貸し付ける貸付金（東日本大震災の後平成三十一年三月三十一日までに貸し付けるものに限る。）についての第三条の規定の適用については、同条第</p>

一項中「十年」とあるのは「十三年」と、同項第二号中「十二年」とあるのは「十五年」と、同項第三号中「十五年」とあるのは「十八年」と、同項第六号から第九号までの規定中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第二項中「三年」とあるのは「六年」と、「第五号、第六号」とあるのは「及び第五号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は五年以内、同項第六号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

一項中「十年」とあるのは「十三年」と、同項第二号中「十二年」とあるのは「十五年」と、同項第三号中「十五年」とあるのは「十八年」と、同項第六号から第九号までの規定中「十二年」とあるのは「十五年」と、同条第二項中「三年」とあるのは「六年」と、「第五号、第六号」とあるのは「及び第五号に掲げる資金に係る貸付金の据置期間は五年以内、同項第六号」と、「五年」とあるのは「八年」とする。

4 森林経営管理法(平成三十年法律第三十五号)第三十七条第二項の規定により経営管理実施権が設定された民間事業者に貸し付ける貸付金についての第三条の適用については、同条第一項第二号中「十二年」とあるのは、「十五年」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、附則に一項を加える改正規定は、平成三十一年四月一日から施行する。

(林業木材産業課)

栃木県規則第二十二号

栃木県営林産物売払規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県営林産物売払規則の一部を改正する規則

栃木県営林産物売払規則(昭和四十一年栃木県規則第十七号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(産物の搬出義務)</p> <p><b>第三十三条</b> 買受人は産物の引渡を受けた日から起算して次に掲げる期間の範囲内で別に定める期間内に搬出しなければならない。ただし、貸付地の上にある産物をその土地の借受人に売り払う場合において特に搬出期間を定めないときは、当該土地の貸付期間をもって搬出期間とする。</p> <p>一 立木については<u>三</u>カ年</p> <p>二 五 略</p> <p>2・3 略</p>	<p>(産物の搬出義務)</p> <p><b>第三十三条</b> 買受人は産物の引渡を受けた日から起算して次に掲げる期間の範囲内で別に定める期間内に搬出しなければならない。ただし、貸付地の上にある産物をその土地の借受人に売り払う場合において特に搬出期間を定めないときは、当該土地の貸付期間をもって搬出期間とする。</p> <p>一 立木については<u>二</u>カ年</p> <p>二 五 略</p> <p>2・3 略</p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(森林整備課)

栃木県規則第二十三号

栃木県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富一

栃木県農業協同組合検査規則の一部を改正する規則

栃木県農業協同組合検査規則(昭和四十六年栃木県規則第四十九号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規則は、<u>農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号。以下「法」という。）</u>第九十四条の規定により農業協同組合及び農業協同組合連合会並びにこれらの子会社並びに農事組合法人（以下「組合等」という。）に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査員)</p> <p><b>第二条</b> 略</p> <p>2 <u>法第九十四条第七項の規定にする身分を示す証明書は、別記様式によるものとする。</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p><b>第一条</b> この規則は、<u>農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）</u>第九十四条の規定により農業協同組合及び農業協同組合連合会並びにこれらの子会社、<u>農業協同組合中央会並びに農事組合法人（以下「組合等」という。）</u>に対して知事が行う検査（以下「検査」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(検査員)</p> <p><b>第二条</b> 略</p> <p>2 <u>検査員は、検査に際して身分証明書（別記様式）を携行し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。</u></p>

別記様式（裏）中「写替し」を「携替し」に改める。

**附 則**

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経済流通課)

**栃木県規則第二十四号**

栃木県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県知事 福田 富 一

**栃木県財務規則の一部を改正する規則**

栃木県財務規則（平成七年栃木県規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(物品の分類)</p> <p><b>第百十九条</b> 略</p> <p>2 前項の規定により備品に分類されるものであつても、次の各号のいずれかに該当する物品は消耗品とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>取得価格又は評価額が十万円未満のもの（閲覧又は貸出用の資料、加除式図書及び公印を除く。）</u></p> <p>3 略</p> <p>(監督又は検査)</p> <p><b>第百四十五条</b> 課長又は公所の長は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合における契約の適正な履行を</p>	<p>(物品の分類)</p> <p><b>第百十九条</b> 略</p> <p>2 前項の規定により備品に分類されるものであつても、次の各号のいずれかに該当する物品は消耗品とする。</p> <p>一・二 略</p> <p>三 <u>取得価格又は評価額が二万円未満のもの（閲覧又は貸出用の資料、加除式図書及び公印を除く。）</u></p> <p>3 略</p> <p>(監督又は検査)</p> <p><b>第百四十五条</b> 課長又は公所の長は、工事若しくは製造その他の請負契約又は物件の買入れその他の契約を締結した場合における契約の適正な履行を</p>

確保するため、又は受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしようとするときは、職員に命じてこれを行わせるものとする。

確保するため、又は受ける給付の完了の確認をするため必要な監督又は検査をしようとするときは、決裁を得て職員に命じてこれを行わせるものとする。

別表第 2 (第 3 条関係)

別表第 2 (第 3 条関係)

- 1 略
- 2 公所の長への特定委任事項

- 1 略
- 2 公所の長への特定委任事項

公所の長名	委 任 事 項
-------	---------

公所の長名	委 任 事 項
-------	---------

略

略

環境森林部  
関係公所の  
長（環境管  
理事務所長  
を除く。）

1 土木建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務

(1) 1 件の金額が 1 億円未満の工事請負費に係る予算の執行（1 件の金額が 100 万円 以上のものの工事の検査を除く。）

(2) 1 件の金額が 3,000 万円未満の委託料に係る予算の執行（1 件の金額が 100 万円 以上のものの委託の検査を除く。）

(3) 前 2 号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行（元請負額等に対する 30 パーセントかつ 300 万円を超える増額変更に係る事案の決定及び 1 件の金額が 100 万円 以上のものの工事又は 委託の検査を除く。）

環境森林部  
関係公所の  
長（環境管  
理事務所長  
を除く。）

1 土木建築工事に係る令達予算の執行に関する次の事務

(1) 1 件の金額が 1 億円未満の工事請負費に係る予算の執行（1 件の金額が 1,000 万円 以上のものの工事の検査を除く。）

(2) 1 件の金額が 3,000 万円未満の委託料に係る予算の執行（1 件の金額が 300 万円 以上のものの委託の検査を除く。）

(3) 前 2 号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行（元請負額等に対する 30 パーセントかつ 300 万円を超える増額変更に係る事案の決定及び 第 1 号に係る場合で、1 件の金額が 1,000 万円 以上のものの工事の検査及び 前号に係る場合で、1 件の金額が 300 万円 以上のものの委託の検査を除く。）

農業振興事  
務所長

1 土地改良工事に係る令達予算の執行に関する次の事務

(1) 1 件の金額が 1 億円未満の工事請負費に係る予算の執行（1 件の金額が 100 万円 以上のものの工事の検査を除く。）

(2) 略

(3) 1 件の金額が 3,000 万円未満（換地業務に係るものを除く。）の委託料に係る予算の執行（1 件の金額が 100 万円 以上の委託の検査を除く。）

農業振興事  
務所長

1 土地改良工事に係る令達予算の執行に関する次の事務

(1) 1 件の金額が 1 億円未満の工事請負費に係る予算の執行（1 件の金額が 1,000 万円 以上のものの工事の検査を除く。）

(2) 略

(3) 1 件の金額が 3,000 万円未満（換地業務に係るものを除く。）の委託料に係る予算の執行（1 件の金額が 300 万円 以上の委託の検査を除く。）



	<p>(4) 第1号又は前号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行(元請負額等に対する30パーセントかつ300万円を超える増額変更に係る事案の決定及び</p> <p style="text-align: center;">_____ 1件の金額が<u>100万円</u> _____ 以上のものの工事又は _____</p> <p>委託の検査を除く。)</p> <p>(5) 換地業務の委託料に係る予算の執行及び変更に係る予算の執行(1件の金額が<u>100万円</u>以上のものの検査を除く。)</p>
略	

	<p>(4) 第1号又は前号に係る工事請負又は業務委託の変更に係る予算の執行(元請負額等に対する30パーセントかつ300万円を超える増額変更に係る事案の決定、<u>第1号に係る場合で、1件の金額が1,000万円</u>以上のものの工事の検査及び前号に係る場合で、<u>1件の金額が300万円以上</u>のものの委託の検査を除く。)</p> <p>(5) 換地業務の委託料に係る予算の執行及び変更に係る予算の執行(1件の金額が<u>300万円</u>以上のものの検査を除く。)</p>
略	

別表第3(第4条関係)

- 1 略
- 2 特定決裁事項及び特定専決事項

区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
略				
高齢対策課	1 略			
	2 <u>栃木県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸与条例に基づく次の事務</u>			
				(1) <u>貸付金に係る予算の執行</u>
略				

3～5 略

別表第3(第4条関係)

- 1 略
- 2 特定決裁事項及び特定専決事項

区分	知事決裁事項	副知事専決事項	部長専決事項	課長専決事項
略				
高齢対策課	1 略			
略				

3～5 略

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

(栃木県社会福祉課)

**公安委員会**

栃木県公安委員会規則第四号

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。  
平成三十一年三月二十九日

栃木県公安委員会委員長 白井佳子

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部及び警察署の警察職員の配置定員に関する規則（昭和三十四年栃木県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第1条関係）

警察職員定員表

階級等 本部 警察署	警 察 官						警察官以外 の職員	合 計
	警 視	警 部	警部補	巡査部長	巡 査	計		
警 察 本 部	72	136	504	359	138	1,209	317	1,526
警 察 署	46	113	469	648	944	2,220	147	2,367
合 計	118	249	973	1,007	1,082	3,429	464	3,893

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第五号

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県公安委員会委員長 白井佳子

栃木県警察本部組織規則の一部を改正する規則

栃木県警察本部組織規則（昭和三十九年栃木県公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(生活環境課)</p> <p><b>第十八条</b> 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りに関すること（生活安全企画課、少年課及びサイバー犯罪対策課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(運転免許管理課)</p> <p><b>第三十八条</b> 運転免許管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 四 略</p>	<p>(生活環境課)</p> <p><b>第十八条</b> 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 八 略</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、部の所掌に属する法令違反の取締りに関すること（生活安全企画課及び少年課の所掌に属するものを除く。）。</p> <p>(運転免許管理課)</p> <p><b>第三十八条</b> 運転免許管理課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>一 四 略</p> <p>五 栃木県交通安全教育センターに関する事。</p>

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

栃木県公安委員会規則第六号

栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県公安委員会委員長 臼井佳子

**栃木県道路交通法施行細則の一部を改正する規則**

栃木県道路交通法施行細則（昭和四十七年栃木県公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<b>別表第四（第十条の二関係）</b>			<b>別表第四（第十条の二関係）</b>		
番号	路線名	区間	番号	路線名	区間
一～三十三 略			一～三十三 略		
三十四	県道小山環状線	小山市西城南五丁目四十七番六地先から同市大字横倉字十二神五百九十七番二十七まで	三十四	略	略
三十四の二	略	略	三十四	略	略
三十五～五十二 略			三十五～五十二 略		
五十二の二	県道石末真岡線	真岡市飯貝字中島四百五十六番五から同市堀内字下大谷木内五番三まで	五十二の二	略	略
五十三～五十七の三 略			五十三～五十七の三 略		
五十七の四	県道飛駒足利線	足利市名草下町字杓子谷戸四千九百九十七番二から同市菅田町字中屋敷四百七十四番四まで	五十七の四	略	略
五十七の五	略	略	五十七の四	略	略
五十八～七十四 略			五十八～七十四 略		
七十四の二	市道（小山市）三十九号線	小山市大字栗宮千九百四十三番四から同市大字外城九十番十七まで	七十四の二	略	略
七十五～七十七 略			七十五～七十七 略		
七十七の二	市道（小山市）三千七十七号線	小山市大字横倉新田四百三十五番十二から同市大字横倉千二百四十五番六まで	七十七の二	市道（小山市）三十九号線	小山市大字栗宮千九百四十三番四から同市大字外城九十番十七まで

七十七 の三	市道(小山 市)三千八 十九号線	小山市大字横倉五百九十 七番一地先から同市大字 横倉七百四十番二地先ま で			
七十七 の四	市道(小山 市)三千七 百八十六号 線	小山市西城南七丁目二番 五地先から同市西城南七 丁目十四番二十六地先ま で			
七十七 の五	略	略			
七十七の六〜七十七の十 略					
七十七 の十一	市道(真岡 市)三千三 百二十七号 線	真岡市清水五十九番四か ら同市清水二千四百二十 番五まで			
七十八〜九十三 略					
九十四	町道(茂木 町)十一号 線	芳賀郡茂木町大字福手五 百六十番三から同町大字 福手三百九十六番四まで			
九十五	町道(茂木 町)七百二 十一号線	芳賀郡茂木町大字福手三 百九十六番七から同町大 字福手五百八十一番三ま で			
七十七 の三	略	略			
七十七 の四	市道(小山 市)三千七 百十七号線	小山市大字横倉新田四百 三十五番十二から同市大 字横倉千二百四十五番六 まで			
七十七の五〜七十七の九 略					
七十八〜九十三 略					

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

職 務 本 部

栃木県警察本部訓令甲第一号

栃木県警察職員等の旅費に関する訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県警察本部長 原 田 義 久

栃木県警察職員等の旅費に関する訓令の一部を改正する訓令

栃木県警察職員等の旅費に関する訓令(昭和二十七年栃木県警察本部訓令第十号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後

改正前

(旅費の調整)

**第五条** 旅行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

一〜九 略

九の二 赴任を命ぜられた職員が、駐在所と一体をなしている居住用の施設に居住すること又はこれを明け渡すことを命ぜられ、同一地域内において住所又は居所を移転した場合には、条例別表第二の移転料定額による額（前号に規定する場合には同号の規定による額）の移転料、着後手当及び扶養親族移転料を支給するものとする。

九の三 警察学校の学生寮に居住する警察官であつて赴任を命ぜられたもの（以下本号において「警察官」という。）が、当該学生寮を明け渡すことを命ぜられ、住所又は居所を移転した場合において、次に掲げる場合には、次に掲げる基準による移転料を支給するものとし、着後手当（扶養親族移転料のうち着後手当相当分を除く。）は、支給しないものとする。ただし、ハの場合において、扶養親族を移転した際における移転料の定額が警察官が赴任した際の移転料の定額と異なるときは、ハの額は、扶養親族を移転した際における移転料の定額を基礎として計算する。

イ 赴任の際扶養親族を移転する場合 条例別表第二の移転料定額（第九号に規定する場合に同号の規定による額）の二分の一に相当する額（同一地域内において住所又は居所を移転した場合にはその二分の一に相当する額）に同表の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の六分の一に相当する額を加算した額

ロ 赴任の際扶養親族を移転しない場合 条例別表第二の路程五十キロメートル未満の場合の移転料定額の六分の一に相当する額

ハ 赴任の際扶養親族を移転しないが赴任を命ぜられた日の翌日から一年（条例第二十一条第三項の規定によりその期間が延長された場合には当該延長された期間）以内に扶養親族を移転する場合 イに規定する額からロに規定する額を控除した額（赴任の後扶養親族を移転するまでの間に更に赴任があつた場合には、各赴任について支給することができるイに規定する額からロに規定する額を控除した額に相当する額の合計額）

(旅費の調整)

**第五条** 旅行者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、条例第三十一条第一項及び第二項の規定に基づき、当該各号に定める基準により旅費の支給を調整する。

一〜九 略

十〇十二 略

十〇十二 略

附 則

- 1 この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 改正後の栃木県警察職員等の旅費に関する訓令の規定は、この訓令の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

栃木県警察本部訓令甲第二号

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成三十一年三月二十九日

栃木県警察本部長 原 田 義 久

栃木県警察事務決裁規程の一部を改正する訓令

栃木県警察事務決裁規程（平成十二年栃木県警察本部訓令甲第三十四号）の一部を次のように改正する。次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<b>別表（第三条関係）</b> 本部長決裁事項・部長共通専決事項 略 警務部長専決事項 一〇八 略  生活安全部長専決事項〓留置管理課長専決事項 略 教養課長専決事項 一 略  会計課長専決事項〓生活環境課長専決事項 略 <del>サイバー犯罪対策課長専決事項</del> 一〓 <del>主管する犯罪の取締り、手配及び通報に関すること。</del> 地域課長専決事項〓組織犯罪対策第二課長専決事項 項 略 鑑識課長専決事項 一〓四 略 科学捜査研究所長専決事項〓警察署副署長専決事項 項 略	<b>別表（第三条関係）</b> 本部長決裁事項・部長共通専決事項 略 警務部長専決事項 一〓八 略 九 <del>警察柔剣道段級審査に関すること。</del> 生活安全部長専決事項〓留置管理課長専決事項 略 教養課長専決事項 一 略 二 <del>中級以下の警察技能検定に関すること。</del> 会計課長専決事項〓生活環境課長専決事項 略  地域課長専決事項〓組織犯罪対策第二課長専決事項 項 略 鑑識課長専決事項 一〓 <del>鑑識技能検定に関すること。</del> 二〓五 略 科学捜査研究所長専決事項〓警察署副署長専決事項 項 略

附 則

この訓令は、平成三十一年四月一日から施行する。